

下妻市自治区長連合会 地域危険木安全対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下妻市自治区長連合会会則第4条第5号の規定に基づき、下妻市自治区長連合会（以下「本会」という。）に加盟する自治区が実施する地域危険木安全対策事業に対し、本会が補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、本会に加盟する自治区が実施する、公道、生活道路、通学路その他これに類する公共的な通行空間に倒壊し、又は周辺の建築物等に被害を及ぼすおそれのある「地域危険木」の除去又は改善に要する経費の一部を補助することにより、地域における生活環境の安全性の向上及び災害の未然防止を図ることを目的とする。

2 地域危険木の管理及び除去については、本来、所有者又は占有者が自らの責任において行うことを原則とし、本補助金は、地域の安全確保の観点から特に支援を要する場合の例外的な措置として位置付けるものとする。

(定義)

第3条 この要綱において「自治区」とは、本会に加盟する自治区をいう。

2 この要綱において「地域危険木」とは、公道、生活道路、通学路その他これに類する公共的な通行空間に対し、倒壊、落下若しくは崩壊により被害を及ぼすおそれが高いと本会が認める樹木であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 樹高が5メートル以上であること。
- (2) 胸高直径が20センチメートル以上であること。

3 前項の規定にかかわらず、通行空間の安全確保のため緊急かつ不可欠であると会長が特に認めるときは、基準に満たない樹木も対象とすることができる。

4 この要綱において「加入世帯数」とは、補助の対象となる事業を実施する日の属する年度の4月1日現在における当該自治区の加入世帯数をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、自治区が主体となって実施する、地域危険木の除去（伐採、処分等）又は倒壊防止のための最小限度の措置（剪定、切断等）に関する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 専ら特定の個人又は特定の事業者の私的利益の増進を目的とする事業
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とする事業
- (3) 地方公共団体その他の公的機関が他の制度により同種の補助を行っている事業であって、重複して補助を受けるもの
- (4) その他、この要綱の目的に照らし不相当であると本会が認める事業

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、本会に加盟する自治区であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当該地域危険木の所有者である自治区
- (2) 当該地域危険木の所有者から、当該地域危険木の管理及び補助対象事業の実施について一切の権限を委任されている自治区

2 前項の規定にかかわらず、虚偽その他不正な手段により本会から補助金の交付を受けたことがある自治区は、補助金の交付を受けることができない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接必要な経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 当該事業の実施に伴う飲食費、謝礼金その他これに類する経費
- (2) 当該地域危険木の所有者の責務として通常負担すべき日常的な維持管理費
- (3) 当該事業の実施に必要と認められない備品、車両等の購入費
- (4) 公的保険その他の補償により補てんされることが明らかな経費
- (5) その他、本会が不相当と認める経費

(補助率及び補助限度額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に次の各号に掲げる区分ごとの補助率を乗じて得た額とし、当該各号に定める補助限度額を上限とする。

- (1) 加入世帯数が20世帯以下の自治区

補助率 4分の3 (3/4)

補助限度額 20万円

(2) 加入世帯数が 21 世帯以上 40 世帯以下の自治区

補助率 3 分の 2 (2/3)

補助限度額 15 万円

(3) 加入世帯数が 41 世帯以上の自治区

補助率 2 分の 1 (1/2)

補助限度額 10 万円

2 前項の規定にかかわらず、本会が特に必要と認める場合は、補助率又は補助限度額を別に定めることができる。

3 本会は、毎年度、当該年度の予算に計上された地域危険木安全対策補助金の総額を上限として補助金を交付するものとし、予算の状況により新たな交付申請の受付を停止し、又は当該年度における補助金の交付を行わないことができる。

(補助金の交付申請)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする自治区（以下「申請自治区」という。）は、会長が別に定める期間内に、地域危険木安全対策補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添付し、会長に提出しなければならない。

(1) 当該地域危険木の所在地及び状況が分かる図面及び写真

(2) 当該地域危険木の所有者が確認できる書類（登記事項証明書その他これに類する書類）

(3) 申請自治区が当該地域危険木の所有者でない場合にあっては、当該所有者の同意書

(4) 補助対象経費の内訳を明らかにした見積書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

2 会長は、前項の申請受付期間及びその詳細について、あらかじめ本会加盟自治区へ周知するものとする。

(交付決定)

第 9 条 会長は、第 8 条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地確認を行った上で、補助金の交付の可否及び交付額を決定し、地域危険木安全対策補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により申請自治区に通知するものとする。

2 前項の審査において、申請額の合計が予算額を超える場合は、地域の危険度、緊急性等を考慮し、優先順位を定めて交付決定を行うものとする。その際、優先順位が同等と認められ

る場合の選定方法については、会長が別に定める。

（実績報告）

第 10 条 補助金の交付の決定を受けた自治区は、補助対象事業が完了したときは、事業完了後速やかに、かつ、当該事業が属する年度の 3 月末日までに、地域危険木安全対策補助事業実績報告書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

- （1）補助対象経費の支出を証する書類（領収書の写し等）
- （2）事業前後の状況が分かる写真
- （3）前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

（補助金の請求及び支払い）

第 11 条 交付決定自治区は、第 10 条の規定による実績報告に基づき補助金の額の確定を受けた後、地域危険木安全対策補助金交付請求書（様式第 4 号）により、会長に補助金の支払いを請求するものとする。

2 会長は、前項の規定による請求があったときは、補助金の額を確認の上、当該補助金を交付決定自治区に支払うものとする。

3 会長は、必要と認める場合は、第 9 条による交付決定に基づき、実績報告前において概算払を行うことができる。この場合において、概算払を受けようとする自治区は、地域危険木安全対策補助金概算払請求書（様式第 5 号）に、当該概算払の根拠となる請求書その他の書類を添付して、会長に提出しなければならない。

4 前項の規定により概算払を受けた自治区は、第 10 条の実績報告に基づき補助金の額の確定を受けた後、既に受領した概算払の額との差額を請求し、又は必要があるときはその超過額を本会に返還しなければならない。

（補助金の返還）

第 12 条 会長は、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合、又はこの要綱に違反した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則 1 この要綱は、令和8年6月26日から施行する。